ダウンロードできます。るほか、市ホームページからも

各地域市民センターに備えてあ

高梁市役所分庁舎)

監理課(〒7

1 6

8 5 0

3月3日(2年間)

平成27年4月1日~平成29年

◆登録の有効期限

◆受付場所

※郵送の場合は2月27日凎必着

(土・日曜日、祝日を除く)

◆受付期間

2月2日月~2月2日金

除、運送、リース(〇A機器を除 報・通信、クリーニング、害虫駆

く)などの役務・業務委託

◆契約の対象範囲

4件10万円未満の取り引きも対象です。

※申請書は、監理課、

各地域局、

申請時の注意事項

# 農地集積化を支援します

た場合、申請することで補助金により、3年以上の貸借を行っ農地法3条許可か、利用権設定認定農業者等が市内の農地を 《農地集積促進事業の補助額例》 補助対象となります。 を受けることができ、 貸付者も

借受者

貸付者 期間5年の新規で20㎡の農地 を賃貸借する設定の場合 1600円×20㎞=3万2千円

### 期間10年で30%の農地を使用 貸借する設定の場合

## 3000円×30パ=9万円

成財団)が農地を借り入れ、 農地中間管理機構(岡山県担い手育 が行われる時に、農地を貸す農家 が公募・公表した農家に貸し付け の理由で、農地を貸したい 【農地中間管理事業】(国) 経営規模の減少やリタイアなど 人から、 同機構

等に対して、「機構集積協力金」が

交付されます。

貸す農地の受け付

は、お問い合わせくぎょ定期的に実施されます。 は、 農地の借り手農家の公募は、 随時行っています。

問り 成財団☎086 - 226 - 7423 お問い合わせください。 、合わせ 岡山県担い手育 詳しく

# 野猪等防護柵設置補助金

設置補助金)を実施し、 獣被害防止対策事業(野猪等防護柵害獣の被害から守るため、有害鳥大切な農作物を野猪や野猿の有 補助金を交付 防護柵設置

区分	設置延長	対象者	補助率
野猪等防護柵	100紀以上	個人	新規購入資材 費の3分の1
		共同	新規購入資材 費の2分の1
	200元以上	個人	
野猿侵入防護柵	30汽以上	個人 共同	

をお願いします。

落内等で話し合い、効率的な設置

落内等で話し合い、効率的な設置

表置を計画している人は、団地全

# 市内初!集落営農法人を設立

月6日に農事組合法人ならい(松人アグリ津々(中井町津々)、12昨年、11月29日に農事組合法 れました。山)の農業法人設立総会が開催さ

として、今後は他の地域でも集地域農業の新たな経営スタイル化は初めてであり、これからの市内での集落営農組織の法人 落営農法人化を進めていきます。

③地域内の農地を安心して預け ②利益留保が可能となり、農業 ①農地の利用権取得が可能 ◆農業法人化のメリッ ることが可能 機械等への積み立てができる。

■問い合わせ

ンターに備えています。

※共同の場合は、2戸以上。 ※申請書は、農林課・各地域局・各地域市民セ

農林課農業振興係☎21 - 0223

### 経営所得安定対策

平成27年度から経営所得安定対策の担い手経営安定法の改正に伴い、 象者が次のとおり限定されます。 うち、ゲタ・ナラシ対策は、交付対

### ①認定農業者

③認定新規就農者 ②一定の要件を満たす集落営農組織

交付対象者となって

17 な

①畑作物の直接支払交付金(ゲタ ゲタ・ナラシ対策 合わせください。 交付を希望する人は、 お問人

②米・畑作物の収入減少影響緩 ■問い合わせ 大豆の収入減少に備えた保険和対策(ナラシ対策)…米、麦、 和対策(ナラシ対策)…米、 ねに対する交付金

ゲタ・ナラシ対策 担当4086-230-106 中国四国農政局経営所得安定対策

認定農業者・認定新規就農者 農林課農業振興係☎21 - 0223

者簡易登録制度」を創設しまし 内業者を対象として、 「高梁市少額物品調達等契約希望 続きで登録を行うことができる 額な取り引きのみを希望する市 務の提供などの契約に関し、 が発注する物品の 簡易な手 納入、 少

を受け付けますので、希望する平成27・28年度分の登録申請 てください。 内に、持参するか郵送で申請し を添えて、 人は、所定の申請書に必要書類 入札参加資格者の「受付期間」 上記の物品調達等の

録・更新申請を受け付けますの平成27・28年度分の新規登

書に必要書類を添えて、持参す で、希望する人は、所定の申請

芸用品、食品など全ての物品

防保安用品、燃料、資材、農業園 械器具、厨房機器、輸送機器、 測定機器、電気機械器具、一般機

消

【役務·業務】清掃、保守点検、

警備、測定・検査、計画策定、

るか郵送で申請してください。

事前に市への登録が必要です。

を除く)の契約を希望する場合、

教育・保育用品、印刷・看板、

衣

ースを含む)、

木工・家具類、

日用品、薬品類、医療機器、

【物品】文具・事務用機器(〇A機

等(測量、

建設コンサルタント等 製造の請負業務委託

務の提供、

市が発注する物品の納入、

役

◆主な登録種目の内容

引き(1件の予定金額が10万円未合わせに該当しない少額な取り の業種で、 満)が対象となります。 上記の「主な登録種目の内容」 競争入札や見積もり

◆登録の有効期間 平成27年4月1日 平成29年

3月31日(2年間)

トファイルにとじて提出(「物申請書と添付書類は、A4フラッ

品」「役務・業務」は別冊子)

○少額物品調達等契約希望者の簡易登録

契約希望者の申請受け付けを行います

○物品調達等の入札参加資格者の登録・更新

平成2・28年度物品調達等

監理課からのお知らせ

- 行う競争入札や見積もり合わせへ の参加はできません。 簡易登録による登録では、 市
- 27・28年度中に限り、随時受の申請を原則としますが、 けも行います。 簡易登録の申請は、受付期間 随時受け付いすが、平成

で終了します。 る経過措置は、平成27年3月31日 市との取り引きを行うことができ 場合でも年間契約総額5万円まで 【経過措置の終了】 平成7年4月1日以降、 市内事業者に限り、 登録が 市との な

要となります。 参加資格者登録か、 取り引きを希望する場合は、 簡易登録が必る場合は、入札

■問い合わせ 監理課契約管理係

**21** 

(誤)21-0296→(正)21-0235